

災害時における被災状況調査等の支援に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と、一般社団法人地理空間情報推進協会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災状況調査等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合に、円滑な災害復旧活動に資するため、甲の所管する公共土木施設（以下「所管施設等」という。）に関して乙は必要な被災状況調査等の支援を行うことを目的とする。

（実施範囲）

第2条 甲が管理若しくは工事中の所管施設等における災害発生箇所及び発生のおそれがある箇所とする。ただし、甲が所管施設等以外で被災状況調査等を行う際に、甲が必要と認められる時は、甲の管内にかかわらず支援を行うことができるものとする。
2 乙は、災害時における災害復旧活動に必要な被害状況調査等の支援を行うものとする。
3 平常時において、甲の災害訓練、研修等の実施にあたり、乙は教材提供及び講師派遣について、協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において被災状況調査等を必要と認める時は、乙に協力の要請をすることができるものとする。
2 甲が主催及び参加する災害訓練、研修等の実施にあたり、必要と認める時は、乙に協力の要請をすることができるものとする。
3 乙は甲から協力の要請があった場合には、これに応ずるものとする。

（協力要請から支援までの手順）

第4条 甲は、支援を必要とする場合、乙に協会会員（以下「会員」という）の情報収集を要請するものとする。
2 乙は、甲から要請があった場合、速やかに会員情報を収集し、甲に報告するものとする。
3 甲は、乙からの情報をもとに、被災状況調査または甲の災害訓練、研修等を実施する会員を特定するものとする。
4 特定された会員は、甲の指示により被災状況調査または甲の災害訓練、研修等を実施するものとする。

（連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿）

第5条 甲及び乙は、連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿を作成し、毎年度当初に双方で確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲及び乙がそれぞれ報告するも

のとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条に基づき特定した会員が支援を実施したときは、遅滞無く契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第7条 支援の実施に伴い、甲及び会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は、甲、又は甲が支援する機関の資機材等に損害が生じた場合、会員はその事実の発生後遅延なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の依頼により、乙が活動に要した費用は、災害発生前の通常の費用に基づき、甲と乙が協議の上、決定する。

（有効期限）

第9条 本協定の期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲もしくは乙いずれからも申し出が無い場合は、引き続き同一条件をもって本協定を翌年3月31日まで継続するものとする。また、締結後、甲もしくは乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。なお、申し出の時期は、廃止する期日の1ヶ月以前とする。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するものとして、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年12月21日

常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長

神 連 氏
茨城県常総市長之印

常総市篠山885番地の3

一般社団法人 地理空間情報推進協会

代表理事

中島 博敬
GEO